

居宅介護支援	訪問介護	通所介護
○		

ID.0032

サービス計画が複数あった場合、週間計画取込で取り込む対象のサービス計画を選択することはできるか。

## メニュー名

大分類 利用者一覧 中分類 利用票・提供票 小分類 —

## Q

サービス計画が複数あった場合、週間計画取込で取り込む対象のサービス計画を選択することはできるか。

## A

現在表示されている提供年月から「サービス開始予定日」が過去直近の週間計画のデータを取得します。取込対象を変更することはできません。

※「サービス開始予定日」が同一のサービス計画が複数存在する場合、計画作成日が新しい計画が取込対象となります。

※介護度が「要介護 1～5」の場合は、居宅サービス計画、「要支援 1、2」の場合は、予防サービス計画の週間計画が取込対象となります。

## 補足

- サービス開始予定日が「平成 26 年 3 月 31 日」以前の週間計画は、平成 26 年 4 月以降の利用票・提供票では取込できません（平成 26 年 4 月法改正をまたぐ場合）。
- 週間計画で「週単位以外のサービス」欄に表示されているサービス種類（短期入所、福祉用具貸与、夜間訪問介護基本 I など）は取込対象外です。
- 取り込まれる順序は、①サービス提供時間の開始時間順、②サービス種類コード順です。必要に応じて並び替えてください。